

通信かがやき

みなとかがやき・区議会活動レポート

NOV.1997

VOL.2

編集発行:みなとかがやき

〒105 港区芝公園 1-5-25

TEL:03-3578-2111

FAX:03-3578-2931

法定議員数 36 名は本当に適当か？

地方議会で定数削減はできる

地方議会の議員定数は、地方自治法で規定されています(右表参照)。港区議会は、これまで定数は 40 名でしたが、平成 7 年の国勢調査により人口が 15 万人を下回ったため、次回からは法定数 36 名となります。しかし、私たちは、さらに議員数を減らす必要があると考えています。右表(91 条 2 項)にもあるように、地方自治体は独自に議員定数を削減する条例を制定できるのです。

なぜ、議員数を少なくするのか

地方議会の議員定数は、終戦後、日本国憲法に地方自治が明文化されたことに伴い定められたものです。しかし、当時と社会背景は大きく変わり、地方自治は今や戦後以来の転換期を迎えています。地方議会の役割や地方行政のあり方も当然、変革を求められています。特に、地方分権は大きなテーマであります。東京都と特別区でも、平成 12 年には事務分担の見直し(特別区制度改革)が予定されており、住民に最も身近な政府である特別区の権限が強化されることとなります。現在の地方議員は、一部の地域や団体の代表者としての役割が強くなっています。しかし、特別区の権限が強化される今後、区議会議員は、区民全体のための問題解決を図る役割が重要となり、その能力を備えた議員がますます求められてきます。それに応えるためには、議員数を少なくすることにより、一部地域や団体だけでなく、広範な有権者に支持をうけることのできる、より高い資質の議員が選出される政治環境を整備する必要があります。

法定の議員数

地方自治法第 91 条より抜粋

人口 5 万以上 15 万未満の市	36 人
人口 15 万以上 20 万未満の市	40 人
人口 20 万以上 30 万未満の市	44 人
人口 30 万以上の市	48 人
以降、人口が一定数増える毎に追加する規定あり この際の「市」は「区」に準じる	

前項の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる。(91 条 2 項)

す。また、私たちは「区民の責任に基づく自立した区政」を実現させるための行政改革を目指し、行政の役割を最小限にとどめ、民間の競争原理による活力や住民の自主的活動に任せていくという将来像を描いています。この行政改革を推進する一方で、議員数を少なくし、スリムで充実した議会を目指すのは当然のことです。以上のような議員の役割の質的变化や行政の役割の縮小に対応するために、みなとかがやきでは港区議会議員の定数を削減するための条例制定を目指します。

議員定数 34 名に！

私たちは 30 名以下でも充分と考えていますが、当面は多くの議員が賛同できる定数で条例制定を目指すこととしました。それが 34 名です。

議員定数削減問題に関して、みなさんのご意見・ご感想をお寄せ下さい。

港区議会議員の定数を削減するための

条例制定を目指す！

みなと かがやき 所属議員 紹介

港区議会が一番
若いグループです

幹事長 林 健司(35)

赤坂 4-11-20
tel:3224-1748
fax:3224-7800

総務担当 湯原 信一(42)

虎ノ門 3-9-6
tel:3436-0603
fax:3436-0604

政策担当 小齊 太郎(27)

南青山 6-13-4-605
tel:5485-9111
fax:5485-9100

「みなとかがやき」 議会活動報告

港区議会 第3回定例会 を終えて

去る9月17日から26日までの10日間、港区議会第3回定例会が開会されました。審査した議案は、来年4月より実施される区役所の部や課などを大幅に改正する「港区組織条例」、空き缶やたばこ等のポイ捨て禁止などを定める「港区を清潔できれいにする条例」、来年度より新設される六本木中学校（三河台中・城南中統合）の校舎建設経費などを含む「補正予算(第2号)」など12件です。

このほかに、区民のみなさんからの請願53件も審査しました。その中で、「出版物再販

制の廃止に反対する請願」の審査においては、公正取引委員会の「再販行為は違法である」という見解を支持し、請願の主旨である「関係機関への意見書の送付」にみなとかがやきだけが反対しました。また、『「郵政事業分割・民営化に反対する意見書」の提出に関する請願』の審査では、みなとかがやきの行政改革の理念に沿って、郵政3事業は民営化すべきとの論陣を張り、継続審査に持ち込みました。なお、郵政3事業民営化の問題は、3ページにコラムを掲載しますのでご一読下さい。

この紙面では、みなとかがやきの代表質問(今回は湯原議員が担当)の質問と答弁の要旨などを掲載します。

客観的「事務事業評価システム」の導入を

【質問】

行政の事務事業は、計画・実施・結果の各段階で評価すべきで、そのための客観的評価システムの導入が必要である。その評価をもとに、常に事業のあり方を確認し、さらに「よりよくなるための」方針や体系に反映されなければならない。

【答弁】

組織機構改革を契機として、全事務事業を抜本的に見直しており、行政の役割や費用対効果など、**提案の視点**も含め評価している。事務事業の不断の見直しが必要であり、今後とも適時適切に事務事業を見直し、行財政改革に取り組む。

みなとかがやきの
代表質問より

紙面の都合上、要旨のみ掲載していません。読み取りにくい点はご容赦ください。なお、質問・答弁の全文は、ご連絡を頂ければお送りいたしますので、ご希望の方はご一報ください。

みなとかがやきでは事務事業の評価にあたり、客観的な視点が必要であると考えています。具体的には、**次の6つの視点を提案**しています。

1. その事務事業の目的・成果は何か。それは重要なのか。
2. 行政使命達成のため、その事務事業自体は有効に機能しているのか。他により方法はないのか。
3. その事務事業は行政の役割からみて実施すべきことなのか。委託化・ボランティアの活用等は考えられないのか。
4. 事務事業の目的からみて、適正なサービス提供に回数も含めてなっているのか。
5. 事務事業の活動量からみて、適正なコストで運営されているのか。
6. その事務事業に今後成果向上の余地はあるのか。言い換えれば、これからの行政ニーズにマッチしているのか。

このような視点で事務事業を評価するシステムを導入することが、来年4月に予定されている港区役所の組織機構改革の実効性を高めるものと確信しています。

港区の直接的住宅供給は見直せ

【質問】

港区では、職員・区民向けの住宅建設(港南荘)を高輪に予定している。しかし、公平性の観点から、新規の直接的住宅供給(ハコものを建てること)には賛同できない。基本計画改定時、住宅施策の方向性を修正すべきと考える。

【答弁】

基本計画の改定にあたり、区が直接供給することから民間による住宅開発の誘導(民間活力の導入)や公団・公社等の住宅供給の促進など、多様で効率的な住宅施策を検討していく。

「港南荘」とは高輪にあった職員住宅です。築後 30 年以上経過し老朽化が進んだため、港区では職員住宅に公的住宅を併設した地上 32 階建ての建物に建替える計画を決めました。しかし、超高層計画ということで一部の住民より反対運動が起こりました。反対運動は当初「生活環境への影響」が問題となりましたが、途中から「税金の使われ方」の問題へと発展しました。「税金の配分方法はいかにあるべきか」という本質的な議論こそ極めて重要であると私たちは認識しています。

私たちは、一部の特定の方が大きな利益を受けるような「公的住宅の直接供給」は、本当に住宅に困った方を救済する福祉的側面は除き、行政の本来の役割ではないと主張しています。むしろ、区民のみなさんからお預かりした税金を、「緑豊かなまち」や「ゆとりのあるまち」を創るために使うことこそ重要であると考えています。その一例が質問で取り上げた「原っぱ」です。これこそ、私たちの思う「真の定住施策」なのです。

港区に子供たちの遊べる原っぱを

【質問】

港区内に子供たちが走り回れる「原っぱ」が必要である。魅力ある教育環境、ゆとりある生活環境の創造がまちづくりにつながり、ひいては**真の住宅施策**になると考える。

【答弁】

公園は定住促進に大きな役割を担っている。子供たちからお年寄りまで利用できる親しみある公園づくりに努める。

郵政事業は「郵便・郵便貯金・簡易保険」

の3事業をすべて民営化すべき(かがやきコラム)

政府の行政改革会議は郵政事業に関して、「簡易保険を民営化・郵便貯金は民営化の準備・郵便は国営維持」という中間報告を発表した。これに対し、特定郵便局長会、全通信労働組合・全日本郵政労働組合などは「3事業一体での国営維持」を訴え、それぞれの支持政党である自由民主党・民主党・新進党に圧力をかけ始めている。さらに、何と全国 3302 自治体のうち 3248 の地方議会でも「郵政事業の現行経営形態堅持の意見書」を出させるという大変な運動を展開している。これは全国の地方議会の 98.4%にあたり、一面では日本国民全体が「郵政事業の国営維持」を求めていると錯覚してしまうような状況にある。しかし、国民全体が同じ意見になるはずがない。政治が

国民から乖離していることもこの状況からうかがえる。なぜ政治と関係団体が結びつき、そこまで必死になるのか。それは**国営という名の既得権**であると私たちは捉えている。港区の行政改革を推進する上で「みなとかがやき」が訴えているのは「官は民の補完」という理念である。**民間に任せられるものは任せていこう**と訴えている。官尊民卑、いわゆる「お上」の発想を排することが必要である。例えば、宅配業者がクレジットカードを配達しようとした際、郵政省は「信書の秘密は国でなければ守れない」といったそうだ。本当にそうなのか、多くの方々に考えて頂きたい。ちなみに、郵便の配達には学生アルバイトもやっているし、長距離輸送は民間委託している。一方、小包(荷物)はユーザーの信頼を受けた多くの民間

企業が切磋琢磨している。そして、郵政省はその競争に参加している。郵便は民間を参入させず、宅配は自らが参入する。これこそ制度に守られた巨大な既得権である。また、山間・僻地の郵便が届かなくなるという意見もあるようだが、それは料金全体の中で補完すればよい。一方、郵便貯金・簡易保険は、金融国際化の流れの中で巨大国営金融機関が存在することは不自然で、民営化して市場の自由競争の中におくことが必要である。その中で必ず消費者本位のサービス向上が生まれるはずである。

以上が私たちの考え方を極めて短くまとめたものであります。みなとかがやきは今後、当紙面・街頭遊説などで郵政 3 事業の民営化を具体的に主張していきます。みなさまのご意見をお待ちしています。

京都府宇治市

地方分権特例制度(パイロット自治体)を利用した「空き教室活用による老人福祉施設整備事業」について

宇治市では、昭和 40 年代、児童・生徒数の急激な増加に対応するため、学校の新設や既存校の増築を行ってきた。しかし、昭和 50 年代後半から減少に転じ、現在では空き教室が 150 を超えるに至った。一方、超高齢化社会の到来を控え、今後、在宅介護を要する高齢者のための高齢者福祉施設整備の必要性が高まりつつあった。そこで、この 2 つの問題を解決するために生まれたのが、学校の空き教室を利用した高齢者福祉施設の整備のアイデアである。

当時、学校施設を教育目的以外に転用することは大変難しい状況であった。これは、中央省庁の縦割り行政(この場合文部省と厚生省)の弊害、また、中央優位の政治体制が大きく高い壁である。そのような状況の中で、宇治市は努力を重ね、特例措置を引き出し、当初の計画を実現させた。私たちは、宇治市の計画実現に向けたエネルギーに地方分権の流れを感じた。そして、地域の学校施設を、その地域の考え方に基づいて活用していくことが大変困難な状況にあることこそ、今の行政の矛盾の具体例であり、改革の必要性を改めて痛感させられた。

さて、現在、小倉と平盛という地域で、それぞれ「デイサービスセンター」「在宅介護支援センター」「デイホーム」の事業を、市内の社会福祉法人に委託し運営している。新しく建物を建て、行政の直営で運営するよりも大幅にコストが軽減されている。さらに、学校との併設ということで高齢者と子供たちの自然なふれあいが深まり、双方にとって大変有意義な交流が活発に行なわれはじめた。少子・高齢化への対応が迫られる港区においても、この宇治市の画期的な事例は学ぶべき点が多い。

みなとかがやきニュース

みなとかがやきでは 10 月より港区内の各地域において街頭遊説を開始しました。当面は週 1 回行なう予定です。まちで見かけられましたら、お気軽に声をおかけください。よろしくお願いいたします。

みなとかがやき

京都府宇治市・三重県を視察

地方分権への熱意を肌で感じ取る

みなとかがやきでは、去る 9 月 3 日・4 日両日にわたり管外視察を行ないました。3 日は京都府宇治市役所を、4 日は三重県庁を訪ね、担当者の説明を聞いたり施設を見学したりしました。ここでは、視察の内容や感想をお伝えいたします。なお、今回の視察費用は各会派に支給されている調査研究費を充当しました。みなさんの納められた税金を使い有意義な視察ができましたことをご報告申し上げます。また、紙面の都合上内容を要約しています。資料ご希望の方はご連絡ください。

三重県(県庁)

「生活者を起点とする行政運営」を目指した
行政改革推進運動—さわやか運動—
について

平成 7 年、三重県では前衆議院議員の北川正恭氏が前知事の後継候補者を僅差で破り、新知事に就任した。その後、新聞や雑誌、あらゆるメディアで三重県の改革が紹介される。みなとかがやきでは、そんな三重県の行政改革に強い関心を抱き、今回の視察に至った。

「さわやか運動」とは、

「さ=サービス:行政の価値を高める」

「わ=わかりやすさ:生活者を起点に行政を見つめる」

「や=やる気:一人ひとりが目標を立て挑戦する」

「か=改革:既成概念を捨て白紙で考える」

である。

北川知事は、この「さわやか運動」をスローガンに、まず職員の意識改革、次にこれまでの縦割りでない事業別の予算編成、さらに客観的事務事業評価システムの構築を目指す。ちなみに、私たちが前定例会で取り上げた「客観的事務事業評価システム」はこの視察の成果である。行政改革を単なる部分改善にとどめずに「構造改革」と位置づけ邁進している。古い慣習がネックになることがあるということだが、「官が民を圧迫していないか」「費用対効果はどうか」「本来市町村がすることを圧迫していないか」などを視点に、着々と事務事業のスクラップアンドビルドも進行している。私たちは三重県庁で話を聞き、トップの交代によりここまで変わるのか、という感想を強く抱いた。そして、港区でも実効性のある抜本的な改革に向けた発言を展開すべく決意を新たにしている。